

学童保育を必要とする子どもに、 豊かな「生活の場」を保障するためには、 常勤の指導員が専任で 複数雇用されることが必要です！

こども家庭庁令和6年度予算「運営費における常勤職員配置の改善」の創設

こども家庭庁の令和6年度当初予算に、「運営費における常勤職員配置の改善」として、「現行の補助基準額に加え、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額が創設されました。こども家庭庁が示した「常勤職員の定義」は次の内容となっています。

常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。

この「運営費における常勤職員配置の改善」は、私たちが求めてきた有資格者の専任・常勤指導員の複数体制が予算に反映されたという意味では評価できます。しかし、上記の「常勤職員の定義」では、「放課後児童健全育成事業所」ごとに定める運営規程によって勤務時間が異なり、社会通念上の常勤職員の勤務時間である1日8時間、週40時間程度の勤務には遠く及ばない可能性があります。



私たちの取り組み

- 学童保育を必要とする子どもに安心して安全に過ごせる継続的な「生活の場」を保障するためには、専任・常勤・複数配置が必要であること、「放課後児童クラブ運営指針」で示された指導員の仕事内容に則するためには、1日8時間、週40時間程度の勤務が必要であることを、保護者・指導員・放課後児童健全育成事業者・行政・議会に理解を求めるとともに、広く世論にアピールしましょう。
- 指導員不足の根本的解決をおこなう1つの手段として指導員の処遇改善を国の補助金を活用して実施することを、行政・議会及び放課後児童健全育成事業者に働きかけましょう。特に今回の補助金を活用し、1日8時間、週40時間程度の勤務をする専任の常勤職員を1支援の単位毎に2人以上雇用することを働きかけましょう。
- 専任の常勤職員を今回の補助金を活用し、1支援の単位毎に2人以上雇用することを働きかけましょう。

学童保育の役割を果たし、 学童保育を必要とする子どもに 豊かな「生活の場」を保障するために必要な 指導員の専任・常勤・複数体制



指導員は学童保育において主に「子どもが安全に安心して過ごせる生活を守る」「放課後と学校休業日の生活を過ごすために必要とされる基本的な生活内容をつくる（休息やおやつの提供など）」「子ども自らが遊ぶことができる環境の整備と援助を行う」「子ども一人ひとりと、子どもの生活内容を豊かにするための継続的な働きかけを行う」「保育内容を記録する」「保育内容に関する情報の共有のための会議や打ちあわせを行う」「連絡帳やおたより、保護者会（父母会）の場などを通じて子どもの様子を保護者に伝える」などの仕事を担っています。また、子どもと保護者に直接関わる仕事とともに、「子どもの安全確保と環境整備」「保育に関する事務作業」「地域との連携協力」など、学童保育を円滑に運営するためのさまざまな仕事を担っています。

準備時間も含めた、指導員の仕事

「放課後児童クラブ運営指針」（以下、「運営指針」）では、「放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる」とされています。

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が改定され、2024年度より放課後児童健全育成事業者に「安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる」ことが義務づけられました。

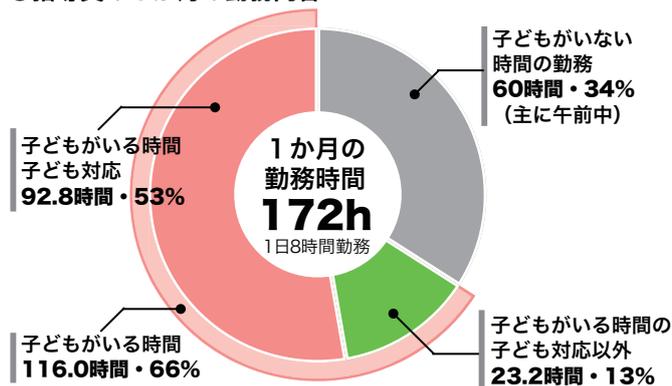
学童保育には、こうした「運営指針」等の内容を実行することや、子どもの安全を守るために「学習を重ねる」「事故の再発防止のために経験を蓄積する」「学校や地域と連携・協力関係を築く」「マニュアルを作成し、訓練を行う」などを確実に行うことが求められています。

指導員の専任・常勤・複数体制の必要性

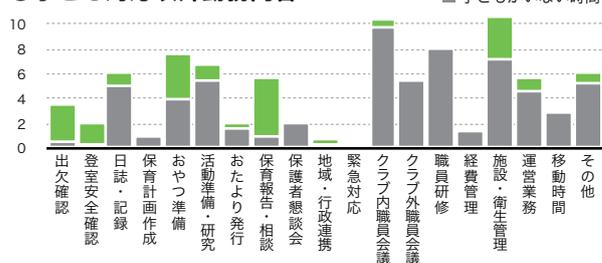
学童保育では、子ども・指導員・保護者が共に行う、「子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な営み」を「生活づくり」と呼んで大切にしてきました。学童保育での生活の主体者である子どもに「生活の場」を保障するためには、必要な施設・設備の整備、毎日の「生活」をとともにする仲間の存在、そして、自分のことを理解してくれようとする指導員が必要です。子ども一人ひとりへの理解に努め、継続的に取り組んでいくためには、【常勤職員の専任複数体制】が不可欠です。

指導員の仕事内容（子どものいる時間・いない時間）

●指導員の1か月の勤務内容*



●子ども対応以外勤務内容



●指導員の勤務を1日8時間・隔週で土曜日を含む週5日勤務、1か月172時間勤務。子どものいない時間の勤務は10時～14時（昼休憩1時間を除く）の3時間、子どもがいる時間は14時～19時の5時間を想定。

*子どものいない時間の勤務内容、子どもがいる時間の子ども対応以外の各勤務内容は、2008年さいたま市労組調査（指導員80人の平均値）を元に算出。
*指導員の仕事は地域や季節など状況に応じ変化するためあくまで一例です。